

1 いじめ防止等の対策に関する基本的な方針

【基本理念】

- いじめの芽はどの児童にも生じうるという緊張感を持ち、学校の内外を問わずいじめが行われないようにすること。
- 全ての児童がいじめを行わないよう、いじめの問題に関する児童生徒の理解を深めること。
- いじめを受けた児童の生命及び心身を保護するため、学校・家庭・地域全体でいじめの問題を克服すること。

【いじめの定義】

- 児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。

＜留意点＞いじめを受けた児童の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的におこなうのではなく、いじめを受けた児童や周囲の状況を踏まえ、客観的に判断し、対応する。

いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

児童は、いじめは許されない行為であることを理解し、いじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにする。

学校は、いじめが行われず、全ての児童が安心して学校生活が送れるように、保護者その他の関係者との連携を図り、学校全体で、いじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努める。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

〈構成員〉

校長、教頭、生徒指導部担当、教務部担当、学級担任、養護教諭、その他必要な職員

〈活動〉

- ①いじめの防止に関すること
- ②いじめの早期発見に関すること
- ③いじめ事案に対する対応に関すること
 - ・取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証
 - ・教職員の共通理解と意識啓発
 - ・児童生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
 - ・個別面談や相談の受け入れ、及びその集約
 - ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
 - ・発見されたいじめ事案への対応

等

〈開催〉

- 定例職員会議を定例会とする
(現状や指導についての情報交換や研修、及び共通行動について話し合う)
- いじめ事案発生時は緊急開催する

教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応をとること。

3 いじめの防止等に関する措置

(1) いじめの防止

○児童と児童・児童と教職員・児童と保護者、地域の人間的ふれあいを基本とする。

①学級

- ・自己有用感が得られる学級づくり 等

②授業時間

- ・学びの約束（学習常規）の定着
- ・授業づくり（わかる授業・全ての児童が参加・活躍できる授業）
- ・校内研修と結びついたコミュニケーション能力の向上
- ・道徳の時間・学級活動の時間での指導
- ・教師に不適切な指導が無いように細心の注意 等

③学校行事

- ・縦割り活動（異学年交流：運動会・学習発表会・農園活動等） 等

④児童会活動

- ・全校ふれあいタイム・全校ふれあい給食・KOEタイム・あいさつ運動 等

⑤地域との交流

- ・夏祭り 相撲大会 等

⑥落ち着いた学校風土

- ・決まりを守る指導 等

⑦保護者、地域の協力

- ・懇談会、学校便り、学級便り等による啓発
- ・インターネット等情報モラルの啓発 等

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる 等

(3) いじめの早期発見

①いじめの調査等

- ・児童対象いじめアンケート調査 5月、10月、1月

②教職員による児童観察

- ・日常の些細な変化への気づき、情報の共有、速やかな対応・・・記録の収集
- ・相談内容、面談の記録は、iFuture 個人カルテに入力する。

③保護者・地域による児童観察

- ・生活に変化はないか
- ・学校へ連絡していただける信頼関係が基本

④いじめ相談電話等、いじめ相談窓口の周知

- ・カードの配布 等

⑤おなやみポストの周知と対応

- ・児童保護者への周知とブックマーク登録
- ・受信した場合の組織的な教育相談と帯広市教育委員会への状況報告

(4) いじめに対する措置

- ①いじめの事実があると思われるときは、速やかにいじめ防止対策委員会に報告する。
- ②いじめに係わる相談を受けた場合は、速やかにいじめの有無を確認する。
- ③いじめがあったことが確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者への支援や、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ④必要な場合は、いじめを行った児童を別室で学習させる等、いじめを受けた児童などが安心して教育を受けられるようにする。
- ⑤いじめの事案に係る情報をいじめを受けた児童の保護者やいじめを行った児童の保護者と共有するための措置を行う。
- ⑥いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める時は、教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

4 重大事案への対処（国が示したガイドラインに従う）

【重大事態の意味】

- 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
- 相当の期間（30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき
- 児童が保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったとき

- ①重大事態が発生した旨を帯広市教育委員会に速やかに報告する。
- ②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

5 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ①いじめに係る行為が止んでいること
被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
- ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。
「いじめ防止対策委員会」においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

6 学校基本方針のPDCAサイクル

- 4月 ・本年度の「学校いじめ防止基本方針」の周知
- 5月 ・いじめに関わるアンケート
- 7月 ・第1回取組評価アンケート（学校評価の中で）
- 8月 ・改善点の確認
- 10月 ・いじめに関わるアンケート
- 12月 ・第2回取組評価アンケート（学校評価の中で）
- 1月 ・いじめに関わるアンケート
・改善点の確認
- 2月 ・活動の評価と次年度の計画